

議案第 99 号

所沢市保育所における保育及び保育料に関する条例の一部を改正する条例
制定について

所沢市保育所における保育及び保育料に関する条例の一部を改正する条例を別
記のとおり制定する。

平成23年11月29日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

所沢市保育園等運営審議会からの答申に基づき、保育料徴収基準額表の改定を行
うとともに、所要の改正をいたしたく、本案を提案するものである。

所沢市保育所における保育及び保育料に関する条例の一部を改正する条例

所沢市保育所における保育及び保育料に関する条例（昭和62年条例第3号）

の一部を次のように改正する。

別表中	を	に改め、	「	8, 400	6, 600	」
				10, 300	8, 600	
				11, 900	10, 200	
				15, 500	13, 800	
				21, 500	17, 300	
				27, 400	18, 200	
				35, 500	18, 900	
				40, 400	19, 600	
				42, 800	21, 000	
				45, 500	22, 000	
				46, 800	23, 000	
				49, 600	24, 200	
				50, 200	25, 500	
				51, 700	26, 900	
				53, 200	26, 900	
			」			」
			「	9, 000	7, 400	
				11, 000	9, 600	
				12, 700	11, 400	
				16, 900	15, 700	
				23, 400	19, 700	
				29, 900	20, 900	
				38, 700	21, 700	
				44, 400	22, 700	
				47, 100	24, 400	
				50, 100	25, 500	
				53, 800	27, 100	
				57, 000	28, 600	
				57, 700	30, 100	
				59, 500	31, 700	
				61, 200	32, 300	
			」			」

同表備考1中「4月1日」を「初日の前日」に改め、同表中備考7を備考8とし、同表備考6中「5」を「6」に改め、同表中備考6を備考7とし、備考5を備考6とし、備考4を備考5とし、備考3の次に次のように加える。

- 4 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）により廃止された年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分について、廃止による保育料に与える影響を可能な限り生じさせないよう、2及び3により計算された税額を調整するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の所沢市保育所における保育及び保育料に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の保育に係る保育料について適用し、同日前の保育に係る保育料については、なお従前の例による。